

道路特定財源の一般財源化についての論点(骨子)

○道路関連支出の無駄の排除

○道路特定財源制度の廃止

- ・ 平成 21 年度から道路財特法 3 条の削除
- ・ 地方税法などの所要の改正
- ・ 特定財源制度を前提とした臨交金の廃止

○新たな中期計画

- ・ 事業費ありきの計画を改め、「事業費」から「成果」(アウトカム目標)へ転換
- ・ 社会資本整備重点計画と一体化
- ・ 最新の交通需要推計、見直した評価手法に基づく厳格な評価を行うことを明確化

○地域の基盤整備

- ・ 地方からの要望を踏まえ、臨交金に代わるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業も含め、地方の実情に応じて使用できる 1 兆円程度の「地域活力基盤創造交付金(仮称)」を平成 21 年度に創設
- ・ 財源は、道路特定財源が充てられていた道路整備費等の見直しにより捻出
- ・ 地方道路整備臨時貸付金制度は引き続き維持

○既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化

- ・ 本年度末までに総額 2.5 兆円の債務承継、着実な実施
- ・ 都市高速については、「生活対策」における重点的な引下げの後に、上限料金を抑えつつ、対距離料金制度を段階的に導入

○一般財源化に伴う関係税制の税率のあり方

- ・ 暫定税率も含めた税率は、今後の税制抜本改革時に検討。それまでの間、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準を維持。景気及び環境対策という観点から、自動車関係諸税の負担の時限的な軽減を検討する。

○平成 20 年度予算における措置

- ・ 今年度の臨交金を、揮発油税収の減収にかかわらず、当初予算額どおり執行可能とする法的措置

(附記)

地方交付税は予算編成過程で増額。